第二号様式（指定点検整備事業者の標識）（第十条関係）



備考

(1)　指定点検整備事業者の標識は、図示の例により、上段に標章及び指定を行った地方運輸局長名を、中段に「指定点検整備事業」の文字を、下段に対象とする自動車の種類をそれぞれ表示すること。この場合において、対象とする自動車の種類は、次の区分により表示すること。

普通自動車(大型)　（普通自動車のうち車両総重量が8トン未満のものであって、乗車定員が30人以上のものを対象とする場合に限る。）

普通自動車(中型)　（普通自動車のうち車両総重量が8トン未満のものであって、最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものであって、普通自動車（大型）以外のものを対象とする場合に限る。）

普通自動車(小型)　（普通自動車のうち普通自動車（大型）及び普通自動車（中型）以外のものを対象とする場合に限る。）

小型四輪自動車

小型三輪自動車

(2) 対象とする自動車の種類が4以上のときは、左右二列に配置すること。

(3) 寸法の単位はミリメートルとする。

(4) 標識は、金属製、合成樹脂製その他の耐久性を有するものとすること。

(5) 標識の塗色は、地色を桃色とし、文字及び標章を黒色とすること。

第三号様式（点検整備済証）（第十一条関係）

点　検　整　備　済　証

年　　月　　日交付

番　号

指定点検整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地	印		
次の自動車の総合特別区域法第二十二条の二第十一項に規定する点検及び整備を完了したことを証明する。 点検及び整備を完了した年月日　　年　　月　　日			
自動車登録番号			
車台番号			
使用者　氏名又は名称			
使用者　住所			
乗車定員	人	最大積載量	kg
用途	貨物	車両総重量	kg
保険期間	年　月　日から　年　月　日まで		

注　点検整備済証の有効期間は、点検及び整備を完了した日から15日間とする。

長辺

短辺（日本工業規格Ａ列６番）